

# 福岡県公報

平成17年6月8日  
第 2 3 9 7 号

## 目 次

### 告 示 (第1115号-第1127号)

○都市計画事業の認可	(公園街路課)	..... 1
○大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づく意見の概要	(商業・地域経済課)	..... 1
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	..... 2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(出納事務局出納総務課)	..... 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	..... 2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	..... 3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	..... 3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	..... 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	..... 4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	..... 4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	..... 4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	..... 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	..... 5
<b>公 告</b>		
○落札者等の公示	(総務事務センター)	..... 5
<b>監 査 委 員</b>		
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	..... 5
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課)	..... 8
<b>再 掲</b>		
○鶏等の移動禁止の廃止	(畜産課)	.....10

## 正 誤

- 土地改良区の役員の就任及び退任 (平成17年5月福岡県告示第1004号) 中正誤.....10
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (平成17年5月福岡県告示第1009号) 中正誤.....10

## 告 示

### 福岡県告示第1115号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年6月8日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施行者の名称  
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡都市計画道路事業 3・4・57号 屋形原須玖線
- 3 事業施行期間  
平成17年6月8日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
福岡市南区鶴田三丁目並びに老司四丁目及び五丁目地内
  - (2) 使用の部分  
福岡市南区老司五丁目地内

### 福岡県告示第1116号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯

塚商工事務所において縦覧に供する。

平成17年6月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 スーパーセンタートライアル飯塚店
- (2) 所在地 飯塚市大字徳前字一丁田2番5 外

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

従業員が来客用駐車場を使用することがないように専用駐車場を確保すること。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

店舗出入口周辺の歩行者の安全確保と交通渋滞緩和策として必要に応じ誘導員等を配置すること。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

分別収集やペットボトル、トイレ等のリサイクルに努めること。

(4) 騒音の発生に係る事項

夜間営業に伴う騒音は生活環境の面で重要である。本件における夜間騒音についての調査及び再調査による騒音の比較において騒音源の減衰率が内容によって差がありすぎ疑問を感じる。

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

- ① 車の排気ガスの増加や環境面、街並みづくりの観点から出来る限りの植樹を行うこと。
- ② 安全な街並み保全の観点から夜間営業に伴う青少年の徘徊等がないよう防犯策を講じること。

福岡県告示第1117号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成17年5月27日付けで定めたので、同条第4項

において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年6月8日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
築上郡大平村大字土佐井 (友枝地区第1換地区)	換地計画書の写し	平成17年6月8日から 平成17年7月6日まで	大平村役場

福岡県告示第1118号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年6月8日

福岡県知事 麻 生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
83	田川市大字伊田4543-1 社団法人福岡県建築士会田川支部	田川市大字伊田4543-1 田川土木事務所建築指導課内	平成17年5月27日
84	飯塚市新立岩8番1号 社団法人福岡県建築士会飯塚支部	飯塚市新立岩8番1号 飯塚土木事務所建築指導課内	平成17年5月27日

福岡県告示第1119号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年6月8日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成17年5月12日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人ほのぼのファミリー

## (2) 代表者の氏名

井上 敬子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県大野城市月の浦三丁目7番24号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く高齢者や子育て世帯の市民に対して、彼らが住みなれた地域や家庭的な環境の中でいきいきと生活できるよう、地域密着の各種介護福祉サービスや支援事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1120号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成17年5月23日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人シルバーサポートセンターつくし

## (2) 代表者の氏名

川良 幸子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県春日市大字上白水1311番地72

## (4) 定款に記載された目的

本会は、困った時にお互いに助け合う精神で、地域社会を豊かで住みよくするために、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動や自主的な福祉活動を通して、不特定かつ多数の人々の生活の安定、福祉の増進、人権の擁護を図ることを目的とする。

**福岡県告示第1121号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成17年5月20日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人地域ネットワークサポート福岡

## (2) 代表者の氏名

青山 英子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県嘉穂郡穂波町大字堀池123番地7

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、主に文化施設・教育施設の管理・運営、および関連する事業の企画等を行い、社会教育の推進、学術、文化、芸術の振興を図るとともに地域の情報を発信しコミュニケーションが円滑に行われるようサポートすることで青少年の健全育成や地域の活性化に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1122号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年5月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人万葉の里競鳴文化保存会

(2) 代表者の氏名

松島 邦雄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大野城市畑ヶ坂一丁目1番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、鳴き合せ競技の啓発及び保存に関する事業を行い日本古来より伝わる伝統文化としての鳴き合せ競技を正しく後世に伝えるとともに、環境保護に関する事業を行い鳥と人類との共存を図り、もって日本文化の振興と環境保全を目指し広く社会に貢献することを目的とする。

**福岡県告示第1123号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市都府楼南1丁目470番1、470番5から470番11まで、470番13、470番14及び470番18

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市南区高宮2丁目3番8号

株式会社福岡都市住宅 代表取締役 福田 政光

**福岡県告示第1124号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年6月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
豊前	国見線 松江	豊前市大字中村828番1先から 同市大字中村826番1先まで

**福岡県告示第1125号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
豊前	県道	犀川線 豊前	前	豊前市大字求菩提30番1先から 同市大字求菩提26番1先まで	15.5 ～ 24.6	103.5
			後	同上	15.5 ～ 24.6	103.5

## 福岡県告示第1126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年6月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
豊前	犀川線 豊前	豊前市大字求菩提30番1先から 同市大字求菩提26番1先まで

## 福岡県告示第1127号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字手鎌字深町384番1、384番2、384番12から384番17まで、385番1から385番8まで、386番2及び386番4から386番11まで並びにこれらの区域内の道路・水路である国有地の全部

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市山本町豊田1349番地4

菰原 隆一

公 告

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成17年6月8日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 契約に係る特定役務の名称及び数量

福岡県財務会計システム統合保守業務委託 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 契約の相手方を決定した日

平成17年4月1日

## 4 契約の相手方

## (1) 氏名

株式会社高知電子計算センター

## (2) 住所

高知県高知市本町4丁目1番16号

## 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

89,985,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（d）に該当

監査委員

## 監査公表第4号

保健福祉部出先機関の筑紫保健福祉環境事務所等25か所について実施した定期監査結果の報告（平成17年2月28日16監一第806号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年6月8日

福岡県監査委員	福本義雄
同	市村昭三
同	進谷庸助
同	富田徳二

17保福第258号

平成17年5月10日

福岡県監査委員 福本義雄 殿  
同 市村昭三 殿  
同 進谷庸助 殿  
同 入江種文 殿

福岡県知事 麻生 渡  
(保健福祉部保健福祉課)

## 監査結果に係る措置について（通知）

平成17年2月28日16監一第806号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

## 記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
田川保健福祉環境事務所	収入において、生活保護費返還金で176,620,074円が収入未済となっている。	滞納者に対する複数回の催告を行うとともに、納付相談の充実を図っているところです。 今後さらに、催告方法等を主管課及び事業主管課と協議しながら、一層の収入率向上に努めてまいります。
鞍手保健福祉環境事務所	支出において、生活保護費で就労収入の認定を誤ったことにより、100,710円（1件）が支給不足となっている。	支給不足100,710円については、平成16年10月28日までに処理を完了しております。 今後より一層のチェック体制の強化等再発防止に取り組み、適正な事務処理に努めてまいります。

監査公表第5号

教育委員会出先機関の福岡教育事務所等153か所について実施した定期監査の報告（平成17年3月25日付16監二第820号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年6月8日

福岡県監査委員	福 本 義 雄
同	市 村 昭 三
同	進 谷 庸 助
同	富 田 徳 二



17 教財 第 107 号

平成17年 5 月 6 日

福岡県監査委員 福 本 義 雄 殿  
 同 市 村 昭 三 殿  
 同 進 谷 庸 助 殿  
 同 入 江 種 文 殿

福岡県教育委員会教育長 森 山 良 一

## 監査の結果に係る措置について（通知）

平成17年 3 月 25 日付16監二第820号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

## 記

対 象 機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置 の 内 容
福 岡 教 育 事 務 所	免職となった元教諭の給与等の返納金338,355円が収入未済となっている。 (平成15年度)	文書等による督促を実施し、未納状態の解消に努めてまいります。
香 椎 工 業 高 等 学 校	全日制課程授業料で360,000円が収入未済となっている。(実人数 5 名) (平成15年度)	文書による督促や家庭訪問等を実施し、未納状態の解消に努めてまいります。(1 人 (54,000円) については、平成17年 2 月 28日に収納しました。)
直 方 聾 学 校	小倉聾学校が行った扶養手当の返納処理において、支給要件を欠くこととなった期間の算定誤りがあったため、588,862円 (1 件) が支給過となっている。 (配偶者が雇用保険を受給 (H13. 2. 1 ~ H13. 5. 2) する旨の届出及び受給終了した旨の届出が平成15年10月30日になされたもので、平成13年 2 月から平成15年10月まで返納すべきところを平成13年 2 月から平成13年 5 月分のみを返納したもの) (平成15年度)	支給過588,862円 (1 件) について、返納処理は平成17年 2 月 21日に完了いたしました。

## 再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

## 福岡県告示第1090号の2

鶏等の移動禁止（平成17年4月福岡県告示第887号の3）は廃止する。

平成17年5月31日

福岡県知事 麻 生 渡

## 正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
17・5・20	2389	告 示	1004	4・5				表中	大字福 <sup>○</sup> 土	大字福 <sup>●</sup> 土
			1009	7				表中	西 <sup>○</sup> 牟田 敏 光	西 <sup>●</sup> 牟田 敏 光